

第3編 内圧防爆構造

(1)国際整合防爆指針 2015 に基づく検定

検定項目	検定の方法	判定基準
1 設計審査	電気機械器具の構造、機能等について、申請書、構造図、回路図、説明書及びあらかじめ行った試験の結果を記載した書面により確認すること。	第3編の箇条1及び箇条4から15までに適合していること。
2 外観検査	設計審査により確認した構造図及び回路図と現品を照合すること。	構造図及び回路図と現品との間に差異がないこと。
3 構造検査		
3.1 内圧防爆構造の保護タイプ	第3編の箇条4によること。	第3編の箇条4に適合していること。
3.2 内圧容器に対する構造上の要求事項	第3編の箇条5によること。	第3編の箇条5に適合していること。
3.3 温度限界	第3編の箇条6によること。	第3編の箇条6に適合していること。
3.4 安全対策及び安全装置(密封式内圧防爆構造以外の場合)	第3編の箇条7によること。	第3編の箇条7に適合していること。
3.5 密封式内圧防爆構造に対する安全対策及び安全装置	第3編の箇条8によること。	第3編の箇条8に適合していること。
3.6 保護ガスの供給	第3編の箇条9によること。	第3編の箇条9に適合していること。
3.7 内部放出源をもつ内圧防爆機器	第3編の箇条10によること。	第3編の箇条10に適合していること。
3.8 放出条件	第3編の箇条11によること。	第3編の箇条11に適合していること。
3.9 流通路に対する設計上の要求事項	第3編の箇条12によること。	第3編の箇条12に適合していること。
3.10 保護ガス及び内圧方式	第3編の箇条13によること。	第3編の箇条13に適合していること。

3.11 点火能力をもつ機器	第 3 編の箇条 14 によること。	第 3 編の箇条 14 に適合していること。
3.12 容器内部の高温表面	第 3 編の箇条 15 によること。	第 3 編の箇条 15 に適合していること。
4 型式検証及び試験		
4.1 最大圧力試験	第 3 編の箇条 16.1 によること。	第 3 編の箇条 16.1 に適合していること。
4.2 漏えい(洩)試験	第 3 編の箇条 16.2 によること。	第 3 編の箇条 16.2 に適合していること。
4.3 内部放出源がない(封入式、通風式の)内圧容器に対する掃気試験並びに密封式の場合の(保護ガスの)充填手順の試験	第 3 編の箇条 16.3 によること。	第 3 編の箇条 16.3 に適合していること。
4.4 内部放出源をもつ内圧容器に対する掃気試験及び希釈試験	第 3 編の箇条 16.4 によること。	第 3 編の箇条 16.4 に適合していること。
4.5 最小内圧の検証	第 3 編の箇条 16.5 によること。	第 3 編の箇条 16.5 に適合していること。
4.6 確実に封じ込む流通路に対する試験	第 3 編の箇条 16.6 によること。	第 3 編の箇条 16.6 に適合していること。
4.7 限定放出があるとみなす流通路に対する圧力試験	第 3 編の箇条 16.7 によること。	第 3 編の箇条 16.7 に適合していること。
4.8 内圧容器の過大内圧抑制試験	第 3 編の箇条 16.8 によること。	第 3 編の箇条 16.8 に適合していること。
5 ルーチン試験	第 3 編の箇条 17 によること。	第 3 編の箇条 17 に適合していること。
6 表示	第 3 編の箇条 18 によること。	第 3 編の箇条 18 に適合していること。
7 取扱説明書	第 3 編の箇条 19 によることを申請書類で確認すること。	第 3 編の箇条 19 に適合していること。
8 (規定) 掃気試験及び希釈試験	第 3 編の附属書 A によること。	第 3 編の附属書 A に適合していること。
9 (規定) 容器内での放出の種類分類	第 3 編の附属書 E によること。	第 3 編の附属書 E に適合していること。

10（規定）確実に封じ込む流 通路の試験	第 3 編の附属書 G によるこ と。	第 3 編の附属書 G に適合し ていること。
-------------------------	------------------------	----------------------------

(2)国際整合防爆指針 2018 に基づく検定

検定項目	検定の方法	判定基準
1 設計審査	電気機械器具の構造、機能等 について、申請書、構造図、 回路図、説明書及びあらかじめ 行った試験の結果を記載 した書面により確認するこ と。	第 3 編の箇条 1 及び箇条 4 か ら 15 までに適合しているこ と。
2 外観検査	設計審査により確認した構 造図及び回路図と現品を照 合すること。	構造図及び回路図と現品と の間に差異がないこと。
3 構造検査		
3.1 保護レベル	第 3 編の箇条 4 によること。	第 3 編の箇条 4 に適合してい ること。
3.2 内圧防爆容器に対する 構造上の要求事項	第 3 編の箇条 5 によること。	第 3 編の箇条 5 に適合してい ること。
3.3 温度限界	第 3 編の箇条 6 によること。	第 3 編の箇条 6 に適合してい ること。
3.4 安全対策及び安全デバ イス(密封式内圧防爆構造 以外の場合)	第 3 編の箇条 7 によること。	第 3 編の箇条 7 に適合してい ること。
3.5 密封式内圧防爆構造に 対する安全対策及び安全 デバイス	第 3 編の箇条 8 によること。	第 3 編の箇条 8 に適合してい ること。
3.6 保護ガスの供給	第 3 編の箇条 9 によること。	第 3 編の箇条 9 に適合してい ること。
3.7 内部放出源をもつ内圧 防爆機器	第 3 編の箇条 10 によること。	第 3 編の箇条 10 に適合して いること。
3.8 放出条件	第 3 編の箇条 11 によるこ と。	第 3 編の箇条 11 に適合して いること。
3.9 流通路に対する設計上 の要求事項	第 3 編の箇条 12 によること。	第 3 編の箇条 12 に適合して いること。

3.10 内部放出源があるときの保護ガス及び内圧方式	第 3 編の箇条 13 によること。	第 3 編の箇条 13 に適合していること。
3.11 点火能力をもつ機器	第 3 編の箇条 14 によること。	第 3 編の箇条 14 に適合していること。
3.12 容器内部の高温表面	第 3 編の箇条 15 によること。	第 3 編の箇条 15 に適合していること。
4 型式検証及び試験		
4.1 最大内圧試験	第 3 編の箇条 16.2 によること。	第 3 編の箇条 16.2 に適合していること。
4.2 漏えい(洩)試験	第 3 編の箇条 16.3 によること。	第 3 編の箇条 16.3 に適合していること。
4.3 内部放出源がない内圧防爆容器に対する掃気試験及び密封式の場合の(保護ガスの)充填手順の試験	第 3 編の箇条 16.4 によること。	第 3 編の箇条 16.4 に適合していること。
4.4 内部放出源をもつ内圧防爆容器に対する掃気試験及び希釈試験	第 3 編の箇条 16.5 によること。	第 3 編の箇条 16.5 に適合していること。
4.5 最小内圧の検証	第 3 編の箇条 16.6 によること。	第 3 編の箇条 16.6 に適合していること。
4.6 確実に封じ込む流通路に対する試験	第 3 編の箇条 16.7 によること。	第 3 編の箇条 16.7 に適合していること。
4.7 限定放出があるとみなす流通路に対する圧力試験	第 3 編の箇条 16.8 によること。	第 3 編の箇条 16.8 に適合していること。
5 ルーチン試験	第 3 編の箇条 17 によること。	第 3 編の箇条 17 に適合していること。
6 表示	第 3 編の箇条 18 によること。	第 3 編の箇条 18 に適合していること。
7 取扱説明書	第 3 編の箇条 19 によることを申請書類で確認すること。	第 3 編の箇条 19 に適合していること。
8 (規定) 掃気試験及び希釈試験	第 3 編の附属書 A によること。	第 3 編の附属書 A に適合していること。
9 (規定) 容器内での放出の種類の種類	第 3 編の附属書 E によること。	第 3 編の附属書 E に適合していること。

10（規定）保護レベル“pxb”及び“pyb”の内部セル及びバッテリー	第 3 編の附属書 G によること。	第 3 編の附属書 G に適合していること。
11（規定）保護レベル“pzc”の内部セル及びバッテリー	第 3 編の附属書 H によること。	第 3 編の附属書 H に適合していること。

第4編 油入防爆構造

(1)国際整合防爆指針 2015 に基づく検定

検定項目	検定の方法	判定基準
1 設計審査	電気機械器具の構造、機能等について、申請書、構造図、回路図、説明書及びあらかじめ行った試験の結果を記載した書面により確認すること。	第4編の箇条1及び4に適合していること。
2 外観検査	設計審査により確認した構造図及び回路図と現品を照合すること。	構造図及び回路図と現品との間に差異がないこと。
3 構造上の要求事項		
3.1 一般事項	第4編の箇条4.1によること。	第4編の箇条4.1に適合していること。
3.2 保護液	第4編の箇条4.2によること。	第4編の箇条4.2に適合していること。
3.3 保護液の劣化	第4編の箇条4.4によること。	第4編の箇条4.4に適合していること。
3.4 緩止め	第4編の箇条4.5によること。	第4編の箇条4.5に適合していること。
3.5 保護液位の指示	第4編の箇条4.6によること。	第4編の箇条4.6に適合していること。
3.6 許容温度	第4編の箇条4.7によること。	第4編の箇条4.7に適合していること。
3.7 浸漬の深さ	第4編の箇条4.8によること。	第4編の箇条4.8に適合していること。
3.8 毛細管現象又はサイフォン作用	第4編の箇条4.9によること。	第4編の箇条4.9に適合していること。
3.9 液の排出装置	第4編の箇条4.10によること。	第4編の箇条4.10に適合していること。
3.10 密封容器	第4編の箇条4.11によること。	第4編の箇条4.11に適合していること。
3.11 非密封容器	第4編の箇条4.12によること。	第4編の箇条4.12に適合していること。
3.12 外部との接続	第4編の箇条4.13によること。	第4編の箇条4.13に適合していること。

	と。	ていること。
4 型式試験		
4.1 密封容器に対する過圧試験	第4編の箇条 5.1.1 によること。	第4編の箇条 5.1.1 に適合していること。
4.2 密封容器に対する減圧試験	第4編の箇条 5.1.2 によること。	第4編の箇条 5.1.2 に適合していること。
4.3 非密封容器に対する過圧試験	第4編の箇条 5.1.3 によること。	第4編の箇条 5.1.3 に適合していること。
5 ルーチン試験	第4編の箇条 5.2 によること。	第4編の箇条 5.2 に適合していること。
6 表示	第4編の箇条 6 によること。	第4編の箇条 6 に適合していること。
7 取扱説明書	第4編の箇条 7 によることを申請書類で確認すること。	第4編の箇条 7 に適合していること。

(2)国際整合防爆指針 2018 に基づく検定

検定項目	検定の方法	判定基準
1 設計審査	電気機械器具の構造、機能等について、申請書、構造図、回路図、説明書及びあらかじめ行った試験の結果を記載した書面により確認すること。	第4編の箇条 1 及び 4 に適合していること。
2 外観検査	設計審査により確認した構造図及び回路図と現品を照合すること。	構造図及び回路図と現品との間に差異がないこと。
3 構造検査		
3.1 一般事項	第4編の箇条 4.1 によること。	第4編の箇条 4.1 に適合していること。
3.2 保護レベル及び電気機器の要求事項	第4編の箇条 4.2 によること。	第4編の箇条 4.2 に適合していること。
3.3 開閉器	第4編の箇条 4.3 によること。	第4編の箇条 4.3 に適合していること。
3.4 沿面距離及び絶縁空間距離	第4編の箇条 4.4 によること。	第4編の箇条 4.4 に適合していること。
3.5 液体収容容器	第4編の箇条 4.5 によること。	第4編の箇条 4.5 に適合していること。

	と。	いること。
3.6 浸漬の深さ	第 4 編の箇条 4.6 によること。	第 4 編の箇条 4.6 に適合していること。
3.7 保護液の液位指示	第 4 編の箇条 4.7 によること。	第 4 編の箇条 4.7 に適合していること。
3.8 温度制限	第 4 編の箇条 4.8 によること。	第 4 編の箇条 4.8 に適合していること。
3.9 油入防爆構造“o”の機器に対する現場で行う配線接続部	第 4 編の箇条 4.9 によること。	第 4 編の箇条 4.9 に適合していること。
3.10 容器の構成部品	第 4 編の箇条 4.10 によること。	第 4 編の箇条 4.10 に適合していること。
4 保護液		
4.1 保護液の仕様	第 4 編の箇条 5.1 によること。	第 4 編の箇条 5.1 に適合していること。
4.2 代替品の詳細仕様	第 4 編の箇条 5.2 によること。	第 4 編の箇条 5.2 に適合していること。
4.3 アークに起因する保護液の汚染及びガスの発生	第 4 編の箇条 5.4 によること。	第 4 編の箇条 5.4 に適合していること。
4.4 保護液の総体積	第 4 編の箇条 5.5 によること。	第 4 編の箇条 5.5 に適合していること。
5 型式試験		
5.1 密封容器に対する過圧試験	第 4 編の箇条 6.1.1 によること。	第 4 編の箇条 6.1.1 に適合していること。
5.2 密封容器に対する減圧試験	第 4 編の箇条 6.1.2 によること。	第 4 編の箇条 6.1.2 に適合していること。
5.3 非密封容器に対する過圧試験	第 4 編の箇条 6.1.3 によること。	第 4 編の箇条 6.1.3 に適合していること。
5.4 最高温度	第 4 編の箇条 6.1.4 によること。	第 4 編の箇条 6.1.4 に適合していること。
5.5 開閉試験	第 4 編の箇条 6.1.5 によること。	第 4 編の箇条 6.1.5 に適合していること。
6 ルーチン試験	第 4 編の箇条 6.2 によること。	第 4 編の箇条 6.2 に適合していること。
7 表示	第 4 編の箇条 7 によること。	第 4 編の箇条 7 に適合していること。

		ること。
8 取扱説明書	第4編の箇条8によることを 申請書類で確認すること。	第4編の箇条8に適合してい ること。

第 5 編 安全増防爆構造

(1)国際整合防爆指針 2015 に基づく検定

検定項目	検定の方法	判定基準
1 設計審査	電気機械器具の構造、機能等について、申請書、構造図、回路図、説明書及びあらかじめ行った試験の結果を記載した書面により確認すること。	第 5 編の箇条 1、4 及び 5 に適合していること。
2 外観検査	設計審査により確認した構造図及び回路図と現品を照合すること。	構造図及び回路図と現品との間に差異がないこと。
3 構造検査		
3.1 全ての電気機器に対する構造上の要求事項		
3.1.1 一般事項	第 5 編の箇条 4.1 によること。	第 5 編の箇条 4.1 に適合していること。
3.1.2 電氣的接続	第 5 編の箇条 4.2 によること。	第 5 編の箇条 4.2 に適合していること。
3.1.3 絶縁空間距離	第 5 編の箇条 4.3 によること。	第 5 編の箇条 4.3 に適合していること。
3.1.4 沿面距離	第 5 編の箇条 4.4 によること。	第 5 編の箇条 4.4 に適合していること。
3.1.5 固体の電気絶縁材料	第 5 編の箇条 4.5 によること。	第 5 編の箇条 4.5 に適合していること。
3.1.6 巻線	第 5 編の箇条 4.6 によること。	第 5 編の箇条 4.6 に適合していること。
3.1.7 温度の制限	第 5 編の箇条 4.7 によること。	第 5 編の箇条 4.7 に適合していること。
3.1.8 機器内の配線	第 5 編の箇条 4.8 によること。	第 5 編の箇条 4.8 に適合していること。
3.1.9 容器による保護等級	第 5 編の箇条 4.9 によること。	第 5 編の箇条 4.9 に適合していること。

3.1.10 締付けねじ	第 5 編の箇条 4.10 によること。	第 5 編の箇条 4.10 に適合していること。
3.2 特定の電気機器に対する補足の要求事項		
3.2.1 一般事項	第 5 編の箇条 5.1 によること。	第 5 編の箇条 5.1 に適合していること。
3.2.2 回転機	第 5 編の箇条 5.2 によること。	第 5 編の箇条 5.2 に適合していること。
3.2.3 照明器具	第 5 編の箇条 5.3 によること。	第 5 編の箇条 5.3 に適合していること。
3.2.4 キャップライト及びハンドライト	第 5 編の箇条 5.4 によること。	第 5 編の箇条 5.4 に適合していること。
3.2.5 計器及び計器用変成器	第 5 編の箇条 5.5 によること。	第 5 編の箇条 5.5 に適合していること。
3.2.6 計器用変成器以外の変成器	第 5 編の箇条 5.6 によること。	第 5 編の箇条 5.6 に適合していること。
3.2.7 バッテリ	第 5 編の箇条 5.7 によること。	第 5 編の箇条 5.7 に適合していること。
3.2.8 抵抗ヒータ（トレースヒータを除く）	第 5 編の箇条 5.9 によること。	第 5 編の箇条 5.9 に適合していること。
3.2.9 他の電気機器	第 5 編の箇条 5.10 によること。	第 5 編の箇条 5.10 に適合していること。
4 型式試験及び検証		
4.1 耐電圧性能	第 5 編の箇条 6.1 によること。	第 5 編の箇条 6.1 に適合していること。
4.2 回転機	第 5 編の箇条 6.2 によること。	第 5 編の箇条 6.2 に適合していること。
4.3 電源供給照明器具	第 5 編の箇条 6.3 によること。	第 5 編の箇条 6.3 に適合していること。
4.4 計器及び計器用変成器	第 5 編の箇条 6.4 によること。	第 5 編の箇条 6.4 に適合していること。
4.5 計器用変成器以外の変成器	第 5 編の箇条 6.5 によること。	第 5 編の箇条 6.5 に適合していること。

4.6 二次バッテリー	第 5 編の箇条 6.6 によること。	第 5 編の箇条 6.6 に適合していること。
4.7 抵抗加熱デバイス及び抵抗加熱ユニット	第 5 編の箇条 6.8 によること。	第 5 編の箇条 6.8 に適合していること。
4.8 端子の絶縁材料の試験	第 5 編の箇条 6.9 によること。	第 5 編の箇条 6.9 に適合していること。
5 ルーチンの試験及び検証	第 5 編の箇条 7 によること。	第 5 編の箇条 7 に適合していること。
6 表示及び取扱説明書	第 5 編の箇条 9 によること。	第 5 編の箇条 9 に適合していること。
7 (規定) かご形電動機—試験方法及び計算方法	第 5 編の附属書 A によること。	第 5 編の附属書 A に適合していること。
8 (規定) 特定の形状の抵抗加熱デバイス又は抵抗加熱ユニットの型式試験 (トレースヒータを除く)	第 5 編の附属書 B によること。	第 5 編の附属書 B に適合していること。
9 (規定) T8, T10 及び T12 ランプの試験の手順	第 5 編の附属書 H によること。	第 5 編の附属書 H に適合していること。

(2)国際整合防爆指針 2018 に基づく検定

検定項目	検定の方法	判定基準
1 設計審査	電気機械器具の構造、機能等について、申請書、構造図、回路図、説明書及びあらかじめ行った試験の結果を記載した書面により確認すること。	第 5 編の箇条 1、4 及び 5 に適合していること。
2 外観検査	設計審査により確認した構造図及び回路図と現品を照合すること。	構造図及び回路図と現品との間に差異がないこと。
3 構造検査		
3.1 すべての電気機械器具に対する構造上の要求事項		
3.1.1 保護レベル	第 5 編の箇条 4.1 によること。	第 5 編の箇条 4.1 に適合していること。

3.1.2 電気接続部	第 5 編の箇条 4.2 によること。	第 5 編の箇条 4.2 に適合していること。
3.1.3 絶縁空間距離	第 5 編の箇条 4.3 によること。	第 5 編の箇条 4.3 に適合していること。
3.1.4 沿面距離	第 5 編の箇条 4.4 によること。	第 5 編の箇条 4.4 に適合していること。
3.1.5 コンフォーマルコーティングをもつプリント配線板(保護レベル“ec”)	第 5 編の箇条 4.5 によること。	第 5 編の箇条 4.5 に適合していること。
3.1.6 固体電気絶縁材料	第 5 編の箇条 4.6 によること。	第 5 編の箇条 4.6 に適合していること。
3.1.7 巻線	第 5 編の箇条 4.7 によること。	第 5 編の箇条 4.7 に適合していること。
3.1.8 温度制限	第 5 編の箇条 4.8 によること。	第 5 編の箇条 4.8 に適合していること。
3.1.9 機器内の配線	第 5 編の箇条 4.9 によること。	第 5 編の箇条 4.9 に適合していること。
3.1.9 容器の保護等級	第 5 編の箇条 4.10 によること。	第 5 編の箇条 4.10 に適合していること。
3.1.10 締付けねじ	第 5 編の箇条 4.11 によること。	第 5 編の箇条 4.11 に適合していること。

3.2 特定の電気機器に対する補足

要求事項

3.2.1 一般事項	第 5 編の箇条 5.1 によること。	第 5 編の箇条 5.1 に適合していること。
3.2.2 回 転 機 (electrical machines)	第 5 編の箇条 5.2 によること。	第 5 編の箇条 5.2 に適合していること。
3.2.3 照明器具, ハンドライト, 又はキャップライト	第 5 編の箇条 5.3 によること。	第 5 編の箇条 5.3 に適合していること。
3.2.4 アナログ計器及び計器用変成器	第 5 編の箇条 5.4 によること。	第 5 編の箇条 5.4 に適合していること。
3.2.5 計器用変成器以外の変成器	第 5 編の箇条 5.5 によること。	第 5 編の箇条 5.5 に適合していること。

3.2.6 セル及びバッテリーを組み込んだ機器の補足要求事項	第 5 編の箇条 5.6 によること。	第 5 編の箇条 5.6 に適合していること。
3.2.7 抵抗加熱機器（トレースヒータを除く）	第 5 編の箇条 5.8 によること。	第 5 編の箇条 5.8 に適合していること。
3.2.8 ヒューズに対する補足要求事項	第 5 編の箇条 5.9 によること。	第 5 編の箇条 5.9 に適合していること。
3.2.9 その他の電気機器	第 5 編の箇条 5.10 によること。	第 5 編の箇条 5.10 に適合していること。
4 型式試験及び検証		
4.1 耐電圧性能	第 5 編の箇条 6.1 によること。	第 5 編の箇条 6.1 に適合していること。
4.2 回転機	第 5 編の箇条 6.2 によること。	第 5 編の箇条 6.2 に適合していること。
4.3 照明器具	第 5 編の箇条 6.3 によること。	第 5 編の箇条 6.3 に適合していること。
4.4 計器及び計器用変成器	第 5 編の箇条 6.4 によること。	第 5 編の箇条 6.4 に適合していること。
4.5 計器用変成器以外の変成器	第 5 編の箇条 6.5 によること。	第 5 編の箇条 6.5 に適合していること。
4.6 保護レベル“eb”のセル及びバッテリーの試験及び検証	第 5 編の箇条 6.6 によること。	第 5 編の箇条 6.6 に適合していること。
4.7 保護レベル“ec”のセル及びバッテリーの試験及び検証	第 5 編の箇条 6.7 によること。	第 5 編の箇条 6.7 に適合していること。
4.7 抵抗加熱機器	第 5 編の箇条 6.9 によること。	第 5 編の箇条 6.9 に適合していること。
4.8 端子の絶縁材料の試験	第 5 編の箇条 6.10 によること。	第 5 編の箇条 6.10 に適合していること。
5 ルーチン試験及びルーチン検証	第 5 編の箇条 7 によること。	第 5 編の箇条 7 に適合していること。
6 表示及び取扱説明書	第 5 編の箇条 9 によること。	第 5 編の箇条 9 に適合していること。
7 文書	第 5 編の箇条 10 によること。	第 5 編の箇条 10 に適合していること。
8（規定）回転機の温度の決定—試験方法及び計算方法	第 5 編の附属書 A によること。	第 5 編の附属書 A に適合していること。

9（規定）特定の形状の抵抗加熱デバイス又は抵抗加熱ユニットの型式試験（トレースヒータを除く）	第 5 編の附属書 B によること。	第 5 編の附属書 B に適合していること。
10（規定） T5（8W に限る）、T8、T10 及び T12 ランプの試験手順	第 5 編の附属書 G によること。	第 5 編の附属書 G に適合していること。
11（規定）管理された環境下にある保護レベル“ec”の機器に対する分離距離の代替値	第 5 編の附属書 H によること。	第 5 編の附属書 H に適合していること。

第6編 本質安全防爆構造

検定項目	検定の方法	判定基準
1 設計審査	電気機械器具の構造、機能等について、申請書、構造図、回路図、説明書及びあらかじめ行った試験の結果を記した書面により確認すること。	第6編の箇条1、箇条4から9まで、附属書D、F及びGに適合していること。
2 外観検査	設計審査により確認した構造図及び回路図と現品を照合すること。	構造図及び回路図と現品との間に差異がないこと。
3 構造検査		
3.1 本安機器及び本安関連機器のグループ化及び分類	第6編の箇条4によること。	第6編の箇条4に適合していること。
3.2 電気機器保護レベル及び点火の適合性の要求事項	第6編の箇条5によること。	第6編の箇条5に適合していること。
3.3 機器の構造	第6編の箇条6によること。	第6編の箇条6に適合していること。
3.4 安全保持部品	第6編の箇条7によること。	第6編の箇条7に適合していること。
3.5 本質安全性が依存する故障しないコンポーネント、故障しないコンポーネント集成体及び故障しない接続	第6編の箇条8によること。	第6編の箇条8に適合していること。
3.6 特定の機器に対する補足要求事項	第6編の箇条9によること。	第6編の箇条9に適合していること。
4 型式検証及び型式試験		
4.1 火花点火試験	第6編の箇条10.1によること。	第6編の箇条10.1に適合していること。
4.2 温度試験	第6編の箇条10.2によること。	第6編の箇条10.2に適合していること。
4.3 耐電圧試験	第6編の箇条10.3によること。	第6編の箇条10.3に適合していること。

4.4 仕様が明確でないコンポーネントのパラメータの決定	第 6 編の箇条 10.4 によること。	第 6 編の箇条 10.4 に適合していること。
4.5 セル及びバッテリーの試験	第 6 編の箇条 10.5 によること。	第 6 編の箇条 10.5 に適合していること。
4.6 機械的試験	第 6 編の箇条 10.6 によること。	第 6 編の箇条 10.6 に適合していること。
4.7 圧電デバイスを内蔵する本安機器の試験	第 6 編の箇条 10.7 によること。	第 6 編の箇条 10.7 に適合していること。
4.8 ダイオード形安全保持器及び安全シャントの型式試験	第 6 編の箇条 10.8 によること。	第 6 編の箇条 10.8 に適合していること。
4.9 ケーブル引張試験	第 6 編の箇条 10.9 によること。	第 6 編の箇条 10.9 に適合していること。
4.10 変圧器の試験	第 6 編の箇条 10.10 によること。	第 6 編の箇条 10.10 に適合していること。
4.11 フォトカプラの試験	第 6 編の箇条 10.11 によること。	第 6 編の箇条 10.11 に適合していること。
4.12 故障しないプリント基板の接続の電流容量	第 6 編の箇条 10.12 によること。	第 6 編の箇条 10.12 に適合していること。
5 ルーチン試験及び検証	第 6 編の箇条 11 によること。	第 6 編の箇条 11 に適合していること。
6 表示	第 6 編の箇条 12 によること。	第 6 編の箇条 12 に適合していること。
7 文書	第 6 編の箇条 13 によること。	第 6 編の箇条 13 に適合していること。
8 (規定) 本安回路の評価	第 6 編の附属書 A によること。	第 6 編の附属書 A に適合していること。
9 (規定) 本安回路用の火花試験装置	第 6 編の附属書 B によること。	第 6 編の附属書 B に適合していること。
10 (参考) 沿面距離, 絶縁空間距離, 充填物離隔距離及び固体離隔距離の測定	第 6 編の附属書 C によること。	第 6 編の附属書 C に適合していること。

11（規定）樹脂充填	第 6 編の附属書 D によること。	第 6 編の附属書 D に適合していること。
12（参考）過渡エネルギーの試験	第 6 編の附属書 E によること。	第 6 編の附属書 E に適合していること。
13（規定）実装プリント基板に対する代替離隔距離及びコンポーネントの代替分離	第 6 編の附属書 F によること。	第 6 編の附属書 F に適合していること。
14（規定）フィールドバス本質安全の概念(FISCO)―機器の要求事項	第 6 編の附属書 G によること。	第 6 編の附属書 G に適合していること。